**「大阪府過疎地域持続的発展方針（案）」に対する府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について**

〇募集期間：令和３年７月21日（水曜日）から令和３年８月３日（火曜日）まで

〇募集方法：インターネット（電子申請）、郵送、ファックス

〇提出意見数：１名から１件のご意見・ご提言等をいただきました。

いただいたご意見・ご提言等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 項目 | 意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| １ | ５  交通施設の整備、交通手段の確保 | 地域によってはQOL（生活の質）の維持に必要なレベルのコミュニティバス等の運用が難しい箇所があることや、高齢化が進む中で可能な限り高齢者の自立を図る必要があることから、地域公共交通の確保維持と並行して、高齢者が引き続き自家用車を安全に、かつ安心して利用できる環境整備を行うことも重要と認識しております。 　したがって、「高齢運転者支援対策の充実」という旨の項目を追加し、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りにおける事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムの更なる発展・普及・啓発や、高齢ドライバーに対する安全運転支援システム等購入時の国の補助金制度の周知徹底等を記載する必要があると考えます。 | 本方針は、過疎地域の市町村が定める「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定する際の指針を定めるもので、具体的な過疎対策事業の内容については、ご意見いただいたものを含め、過疎市町村が地域の実情に応じて判断することとなります。 |
| ６  生活環境の整備 | 当該地域は、地形的・気象的な特徴ゆえに、地震、津波、台風、局地的豪雨による甚大な自然災害が発生するおそれがあるとともに、高齢化が進む過疎地域であるがゆえに被害がより深刻化するおそれがあります。 　したがって、「大規模災害に備えた安全の推進」という旨の項目を追加し、ハード面（住宅や公共施設等の耐震化、河川や土砂災害防止施設の整備など）およびソフト面（ハザードマップ等の防災に関する情報発信、災害時の人的・物的資源の供給体制の構築など）での自然災害対策について、本方針に記載する必要があると考えます。 |
| ９  教育の振興 | 地域住民に防災・減災に関する学ぶ機会を提供し、住民による地域の災害対応力の向上を図ることも重要です。 　したがって、「関係団体等と連携して防災教育を推進し、住民による地域の災害対応力の向上を図る」という旨を記載してはいかがでしょうか。 |

　※ご意見等は、基本的に原文のまま掲載していますが、個人や団体を特定または類推できる情報は削除しています。